

保険士認定制度

2018 年度の小論文募集要領に関する補足ならびに変更

今年度の保険士認定の応募要領につきましては「2018 年度認定申請ガイド」に記載していますが、提出いただく小論文の品質水準のばらつきを抑えて内容本位の認定審査が出来るように、下記の通り、小論文の構成の仕方等について、補足説明並びに一部変更をいたします。主旨をご理解の上、ご提出して頂きますようお願いいたします。尚、既に提出された方も再提出を受け付けますので、ご対応ください。

これに伴い小論文の提出期限を 9 月 30 日から 10 月 22 日に変更いたします。

記

1. 小論文提出の目的【ガイドの4P 2. 小論文の提出】

応募者が、「保険士」の称号にふさわしい見識と問題意識を持って日々の業務に取り組んでいるかどうかを、小論文を通して審査することが目的です。したがって、小論文の内容が、「保険仲立人の意義と機能を理解し、保険仲立人の水準の向上に努め、併せてその社会的意義を深めること」に繋がるようなものであることが重要です。

2. 小論文のテーマについて【ガイド5P 3. 小論文のテーマについて(1)】

●テーマについて

2018 年度のテーマとして4つ上げていますが、これらはいくまで論考する領域や範囲を例示的に設定したものとご理解ください。字句に囚われることなく、リスクマネジメントや保険に関わる課題や展望に関して、自らの保険仲立人(またはそれに準ずる職業人)としての実務経験を踏まえて業界の発展向上に寄与する論考ができるように応募者ご自身で課題を捉え直していただいて結構です。

●構成について

提出していただくのは論文ですので、構成の仕方や様式については

- ①論考の全体の構成が解り易いように節立てにするなどの工夫をすること
- ②冒頭に小論文で採り上げる課題を明らかにし、本論を経て最後に結論を述べること
- ③本論では根拠や引証を適切に取り入れること
- ④引証についてはその出所を明記すること

に留意して、読み手に解りやすくなるように努めると共に、自己の主観的・個人的な感想や、意見陳述や決意表明だけを述べる作文にならないようお願いいたします。

3. 論文審査について【ガイド5P 4. 論文審査】

小論文は、審査委員により、ガイドに記載された4つの観点から採点します。これらの採点評価に加えて、「保険士」の称号にふさわしい専門職業人としての見識や問題意識、また課題解決への意欲や使命感の有無について、審査委員会は総合的な評価をします。

保険士認定に挑戦される方々が、小論文を纏めることを通して、自らの問題意識をより明確にして、課題解決に向けた考えをより深めることができることを、協会は切望しています。

⇒【保険士認定制度導入の趣意書をご参照】

4. 誓約事項の追加【ガイド5p 3. 小論文のテーマについて(2)、P15 誓約書】

提出された小論文の著作権は、申請者本人に帰属するとしてありますが、申請者がこれを「保険士認定制度の提出論文」と称して、協会の事前の承諾を得ることなく他人に開示することや、メディア(雑誌、業界誌、社内報などの出版物、ネット上の掲載)を通して公表することは厳に謹んでいただきます。このことを誓約書にてお約束いただきます。

また、保険士認定にふさわしくない言動が見られた場合には、協会が認定を取り消すことがあることについて同意する旨もお約束いただきます。

以上

2018年9月4日

一般社団法人 日本保険仲立人協会